



令和7年度・美郷町施政方針

本日 令和7年第1回美郷町議会定例会の開会にあたり、町政運営に臨む私の所信と主要施策の概要を申し上げ、町民の皆さま並びに議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、我が国の経済は、600兆円を超える名目GDP※と33年ぶりの高い水準となった賃上げを実現し、成長と分配の好循環は動き始めています。現在は、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、賃上げと投資が牽引する成長型経済に移行できるかどうかの分岐点にあります。

※名目GDP…GDPを市場価格で評価したもの（⇔実質GDP）

こうした中、政府は、日本経済・地方経済の成長、物価高の克服及び国民の安心・安全の確保を3つの柱とする「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を策定しました。デフレを脱却し、新たな経済のステージに移行することを目指して、「経済あつての財政」との考え方に立ち、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現しつつ、財政状況の改善を進め、力強く発展する、危機に強靱な経済・財政を作っていくことを基本方針としております。

一方、全国的に東京一極集中が続く中であって、他の地方自治体と同様に、本町でも、急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業の衰退など、大きな課題を抱えております。

更に、地球温暖化による異常気象は、世界各地に甚大な被害を与えており、本町でも、令和4年の台風14号、一昨年（令和5年）の台風6号、昨年（令和6年）の台風10号により大きな災害が発生しました。一日も早い復旧に向けて万全を尽くしているところではありますが、災害規模が大きい箇所もあり、今もなお、町民の皆様には、ご不便をおかけしております。

このような状況の中、私としましては、諸課題に真摯に向き合いながら、地方自治の本旨に基づいて、効果的な施策を推進してまいり所存であります。また、災害復旧工事につきましても、引き続き国や県と十分に協議を行い、建設業と連携を図りながら、迅速かつ着実に実施してまいります。

美郷町は、私たち町民にとりまして、また地域を離れている方々にとりましても、ここがふるさとです。私は、過疎の半世紀を頑張りぬいた地域が、やがて新しい夜明けを迎える時代が必ず到来すると信じています。今後とも、心の絆をしっかりと結び、田舎の原風景を守りながら、お互いが支えあう地域づくりを目指して精進していく所存であります。

それでは、令和7年度当初予算に係る主な施策につきまして、その概要を申し上げます。

1. 農林業の振興

本町の基幹産業である農林業の振興は最重要課題であり、重点的に取り組んでまいります。これまでの施策を継続して実施し、農林畜産業の就業者維持と振興を図ります。

農業の振興につきましては、日本型直接支払制度や新規就農者育成総合対策等、国県の農業政策を活用し、農業生産活動が継続できる体制づくりに努め、農業所得の向上と経営安定を図るとともに、親元就農や事業承継による新規就農者の確保を目指します。また、昨今の情勢を鑑み、物価高騰等、自助努力では解消することのできない要因の対策を行うことで、生産者の営農意欲向上に努めます。関連して耕畜連携を推進し、循環型農業の確立を目指し、遊休農地化の抑制を図ります。

林業の振興につきましては、森林整備計画の基本方針に則り、適切な森林施業を推進し、再造林率日本一を目指すため、特に伐採後の適確な更新を山林所有者や林業事業体に強く促していきます。これに伴う林業事業体の強化や担い手・後継者の確保、人材育成を含め、大規模保安林化、作業道の整備等、様々な事業に森林環境譲与税を活用し実施してまいります。椎茸や木炭等の特用林産物については、生産者の負担軽減と作業の効率化を図る施策により、生産意欲を促し、生産量や品質の向上に努めてまいります。

鳥獣被害対策につきましては、これまでどおり関係機関や団体と連携して、捕獲による個体数削減や防護施設の設置等による対策を強化し、被害軽減に努めてまいります。特に昨年、農作物に多大な被害をもたらした猿の対策につきましては、重点的に行ってまいります。

2. 商工業、観光の振興

商工業の振興につきましては、活性化の中心的役割を担う商工会への支援をはじめ、経営基盤の強化や経営環境の改善に取り組む町内商工業者や、意欲ある法人・個人等が行う新規起業や事業承継を継続的に支援します。

また、商工会と連携しながら、地域の特性を踏まえた事業を展開し地域経済の活性化に取り組んでまいります。

観光の振興につきましては、アフターコロナの中で観光需要が回復傾向にある今日、コロナ禍前後の観光動機の変化にも対応しながら積極的に展開する必要があります。これまで展開してきた観光ブランド「DRIVE TO MISATO」のプロモーションにより町の認知度も向上しつつあります。今後もこの観光ブランドを承継しながら、体験型、交流型のツアー等の推進を通じて、交流人口・関係人口の拡大を図るとともに、既存の観光資源の整備や新たな観光資源の掘起こしに取り組んでまいります。

3. 道路環境・交通体系の整備

地域の基礎的な社会資本である道路整備につきましては、適正な維持管理を行うことにより道路施設の長寿命化に努めます。また、道路に対する住民の関心は極めて高く、生活道路の利便性向上や孤立化を防止し、災害に強い道路機能の向上を図るために、国、県の補助事業及び過疎対策事業を活用し、整備に努めてまいります。

国道につきましては、8月の台風10号により国道446号が甚大な被害を受け、一刻も早い全線復旧を切望するとともに、自然災害から住民を守る生命線「命の道」として道路の整備をあらためて強く感じたところであります。また、国道388号については、門川町松瀬工区の早期の完成と北郷黒木側への早期の事業着手、南郷新屋敷工区の早期の工事完成を関係機関と連携しながら要望活動を行ってまいります。

県道につきましては、西都・南郷線、宇納間・日之影線、東郷・西都線等、計画的な整備が進められていますが、今後も継続して要望活動を行ってまいります。

地域公共交通対策は、通院や通学、買物など、町民の多様な移動ニーズに対応するための重要な施策の一つです。現在、交通空白地帯の解消と住民福祉の観点からコミュニティバス（通称：みさとバス）を運行しており、特に高齢者の通院に対する需要が高いことから、引き続き地域の移動手段として持続可能な体制を整備してまいります。

また、廃止代替バス路線及び広域的コミュニティバス路線は、日向東臼杵管内を連絡する重要な移動手段であるため、関係自治体とともに（株）宮崎交通への補助や委託により路線を維持してまいりました。慢性的な運転手不足、利用者数の減少など、路線の維持は更に厳しい状況にありますが、ダイヤの改正や車両の小型化など、県

や沿線自治体と共に運用システムの抜本的な見直し検討を進めてまいります。

4. 水道施設・生活排水処理施設の整備

令和6年4月より簡易水道事業及び農業集落排水事業は公営企業会計へ移行します。世帯の減少や諸経費の高騰、施設老朽化など経営環境は年々厳しくなっていますが、合理的・持続的な経営を念頭に施設の維持管理と改修・更新に努めてまいります。

また、地区・個人管理の給水施設や合併浄化槽に対しては、整備方法の助言や維持管理の支援に努めてまいります。

5. 環境衛生の充実

家庭ごみの適正処理につきましては、日向東臼杵広域連合と連携し圏域全体で取り組むとともに、資源循環型社会への転換を推進するため分別収集の啓発を重点的にを行い、ごみの減量化・資源化に積極的に取り組んでまいります。また、不法投棄防止の啓発やパトロール等による監視を継続して取り組んでまいります。

6. 環境保全の推進

本町は、緑豊かな山林や、小丸川、耳川及び五十鈴川等美しい自然資源に恵まれた地域であります。この豊かな緑や清流を保護するため、各水系汚濁防止協議会と連携した啓発活動を行ってまいります。

7. 住宅環境の整備

既存の町営住宅につきましては、公営住宅等ストック総合改善事業等による改修・改善工事を計画的に進めるとともに適正な維持補修に努め、住宅の長寿命化と居住環境の向上を図ります。また、移住・定住の支援として「空き家サブリース」の整備を行ってまいります。

一般住宅につきましては、町民の生活環境の向上や定住促進、宮崎県産材の利用促進による地域産業の振興を図るため、町内で新築・増改築に要する経費に対し支援してまいります。

また、近年懸念されている南海トラフ地震に対しての、耐震性の無い木造住宅（昭和56年5月31日以前に建設された木造住宅）につきまして、耐震診断及び耐震改修に要する経費に対し支援してまいります。

8. 移住・定住の推進

移住・定住につきましては、お試し滞在宿泊施設を活用したオーダーメイド移住ツアーの実施や国県の移住支援金を活用し、移住定住の促進を図ってまいります。

また、住まいにつきましては、地区別定住戦略（ちくせん）と連携し、官民一体となって空き家バンク登録数の増加を図り、紹介できる住宅の確保に努めてまいります。

9. 情報通信基盤の整備

本町では町内全域でCATVネットワーク網並びに4K放送及び高速通信に対応できる光ネットワーク網の構築により、すべての町民が情報通信技術（ICT）の恩恵を享受できる環境整備は完了しましたが、近年の気候変動に伴う災害の頻発化や獣害等により施設設備の迅速な復旧が課題となっています。復旧に際しては地理的要因や自然条件等を十分考慮し効果的な方法を選択するなど、適切な維持管理に努めてまいります。

庁内情報化対策につきましては、令和6年度はデジタル改革関連6法の下、各課が所管運用する各種情報システムの標準化を行い、国のサーバーへの接続を完了させたところです。令和7年度は町が保有する各種データを順次国のサーバーに移設してガバメントクラウド関連の作業を完了させ、以後システムの安定運営に努めてまいります。

Society（ソサエティ）5.0時代を迎え情報通信技術で様々な社会課題の解決への取組が始まった今日、過疎・中山間地域においてデジタルインフラの整備と適切な維持管理は更に重要性を増しています。今後デジタル化をめぐる動きをより一層注視するとともに、情報化の推進について庁内で共有してまいります。

10. 保健・福祉の充実

① 保険及び保健事業の充実

健康づくりとして、特定健診、後期高齢者健診及び各種がん検診の受診率向上に努めてきました。本町の国民健康保険事業における医療費につきましては、一人当たり医療費の順位が県内で上位になっていることから、今後も住民の健康増進・疾病予防のため受診率向上を図りながら、医療費の適正化と健全な財政運営に努めてまいります。

さらに、データヘルス第3期及び健康日本21第3次計画を基に、国民健康保険保健事業と後期高齢者保健事業、介護予防事業と連携し、一体的に生活習慣病予防、重症化予防に取り組んでまいります。

母子保健については、1 か月児健診の導入や産後ケア事業のショートステイ型の導入、及び妊婦や未就学児世帯においてオンライン医療相談の実施により母子の健やかな成長を支援してまいります。また、全ての妊婦・子育て家庭がより安心して出産・子育てができるよう引き続き、美郷町子育て世代包括支援センターにおいて、伴走型相談支援や経済的支援を行ってまいります。

② 社会福祉の充実

少子高齢化・超高齢化が進む中、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できることが求められています。そのためには町政による福祉施策の充実はもとより、町社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会並びに民間福祉団体等と協働・連携しながら福祉の町としての環境づくりをさらに進めてまいります。

③ 児童福祉の充実

町民が安心して子育てができる環境整備のため、中学生までの子ども医療費の無償化、保育料の無償化・減免、子育て支援センターの充実などを継続して推進するとともに、職員のスキルアップ等を通じ保育所及び放課後児童クラブの充実を図ってまいります。

また、子どもの貧困、ヤングケアラーや児童虐待に対しては、要保護児童対策地域協議会や子育て世代包括支援センター等関係機関の連携を強化し、家庭相談の推進や幼児・児童の権利擁護と療育環境の整備に努めてまいります。

④ 高齢者福祉の充実

令和6年10月1日現在、本町における住民基本台帳での65歳以上の高齢化率は54.2%であり、県下トップの状況が続いています。高齢者が安心して地域で暮らせるためには、気軽に相談できる体制が必要です。社会福祉協議会との連携により独居高齢者等への個別訪問事業を継続し、高齢者の困り事や福祉ニーズに速やかに対応するとともに、高齢者がそれぞれの関心等に合わせて参加できるような「多様な通いの場所」の継続に努め、心も体も塞ぎ込むことのないよう、地域で支える仕組みの涵養に努めてまいります。

高齢者の多くは住み慣れた自宅での生活を望んでおり、その高齢者が支援や介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいのサービスを一体化して提供し、高齢者を地域全体で支えていくための「地域包括ケアシステム」の構築を継続し、地域の実情を踏まえた介護サービス基盤の整備・拡充を推進します。この地域包括

ケアシステムを実現させるための重要な一手法である「地域ケア会議」は、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に推進するものであり、会議の定期開催と充実を図ります。また、令和6年度からの3ヶ年計画で策定した第9期介護保険事業計画を基に介護保険事業特別会計の適正な運営に努めてまいります。

⑤ 障がい者福祉の充実

障がい者の日常生活や社会生活を支援するため、引き続き自立支援給付や地域生活支援事業を適切に実施するほか、関係機関や当事者団体等との連携を図りながら、障がい者が住み慣れた地域で社会と共生できるよう努めます。

また、様々な地域課題の解決に向けて開設された、障がい児・障がい者支援事業所「そうだんサポートセンターみさと」、地域全体で支援する協力体制づくりを目的とした地域生活支援拠点整備として開設された「日向市・東臼杵郡基幹相談支援センター」の両センターと連携、協力して手厚い個別支援や支援体制づくりの強化を進めてまいります。併せて、令和6年度から3ヶ年で策定した第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画に沿って事業を進めてまいります。

⑥ ひとり親家庭支援の充実

社会情勢が変化する中、影響を受けやすいひとり親家庭等の自立促進と児童の健全な成長を確保することが重要な課題となっています。そのため、子どもの養育や経済面・健康管理など多くの困難を抱えているひとり親世帯に対し、医療費の助成などを実施してまいります。

⑦ 消費生活の安定と向上

若者から高齢者まで幅広い年齢層において訪問販売や通信販売等の消費生活トラブルが多発している中、地域や関係機関等との連携により悪質商法や詐欺行為を排除するとともに、日向地区広域消費生活センターとの連携による相談窓口の機能強化や未然防止に向けた消費者教育と啓発活動を強化・推進してまいります。

11. 医療の充実

国保病院及び診療所事業につきましては、地方公営企業法に基づく独立採算制を目指しながら、同時に地域住民の保健、医療、福祉の役割を担うという公的医療機関の立場にあります。今日まで、医療の提供はもとより保健、福祉の充実という面においても中核的な役割を担いながら、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して

生活できるための地域包括ケアの実践等に努めてきたところです。

また、令和2年4月からは、安心・安全な医療の提供を目指し、医師の働き方改革への対応や就労環境の改善など多くの課題を解決するため「医療提供体制」の改編を行い、現在の体制を構築し運営を行ってまいりました。

今後は、新たに策定されました「第8次医療計画」や「地域医療構想」に基づく医療提供体制の変革に対応するため、病床機能の更なる再編や機能分化が課題となりますので、それらに対応するためにも、県や大学、医師会等の関係機関との連携を密にしながら、派遣医師の継続と定着医師の確保に取り組んでまいります。

町内3つの医療機関を維持し、持続可能な地域医療の確立を目指して、関係機関と連携しながら更なる医療の充実を目指してまいります。

1 2．防災対策の充実

近年頻発する台風や豪雨、更には、近い将来の発生が懸念される南海トラフ巨大地震等に対応するための防災・減災対策が、喫緊の課題であると考えています。このことから、美郷町地域防災計画や美郷町国土強靱化地域計画など各種計画に基づき、災害から町民の命と財産を守り、迅速に復旧・復興が可能となるよう様々な対策を組み合わせる必要があります。防災行政無線等の施設整備のハード面や、自主防災組織や外部関係団体との連携等のソフト面の両面から、防災・減災対策の強化を図ってまいります。

1 3．消防・救急体制の充実

非常備消防自治体の本町では、消防団が唯一の消防機関であり、地域防災の要であります。「地域密着性」「要員動員力」「即時対応力」の特性を活かしながら、消防施設の充実や団員の確保、活動環境の整備など、消防力の維持向上に取り組んでまいります。

救急業務につきましては、救急や搬送に関する業務の一部を民間に委託し、救急救命士による現場での傷病者観察や処置、病院へ搬送するまでに傷病者の状態や状況を病院側へ的確に伝えるなど、病院側の受け入れ態勢の充実を図り、救命率の向上に努めています。更に、ドクターカーやドクターヘリ、防災ヘリの要請を行い、いち早い医療介入等に繋げています。本年度も、関係機関との連携を強化するなど、業務の充実に努めてまいります。

1 4．治山・砂防・河川対策の充実

治山・砂防・河川対策につきましては、激甚化する自然災害から安全で安心して

暮らせる地域を目指し町民の生命・財産を守るため、災害の発生を予防し被害の拡大を防止することを目的として、治山・砂防施設の整備や、継続して河床堆積土砂の除去対策事業促進について、国や県へ積極的な要望活動を行うとともに、土捨て場の確保にも努めてまいります。

1 5．防犯対策の充実

警察や駐在所連絡協議会、日向地区防犯協会と連携し、町民の防犯意識の高揚に努めてまいります。また、防犯灯のＬＥＤ化の推進や既存設備の維持補修等を行い、犯罪防止に努めてまいります。併せて、犯罪被害者等が必要とする支援を推進するとともに、町民が安心して暮らすことができる社会を目指します。

1 6．交通安全対策の充実

警察、交通安全対策協議会、交通安全協会及び交通指導員会等の関係機関団体と連携を図りながら、町民一人ひとりに交通安全思想の普及に努めます。併せて、高齢者の交通事故を防止するための「みさと安全運転」を推進するとともに、交通安全施設や通学路の点検・改善を行ってまいります。

1 7．教育の振興

本町の教育全般におきましては、教育基本法の理念及び宮崎県教育基本方針を踏まえ、人間尊重の精神を基本とし、一人ひとりが豊かな人間性を培い、変動する社会に創意工夫と生きがいを持って対応できるよう「たくましい体」「豊かな心」「すぐれた知性」を備え、郷土の形成者として、心身ともに調和のとれた人間形成を目指し教育の振興を図ってまいります。

生涯学習の推進につきましては、町立図書館を核として町民が主体的に学ぶことができる環境の整備を推進します。また、地域課題の解決に関する講座を設け、創造力や論理的思考力、チームワーク(Society5.0で活躍する力)を備えた人材の育成を図り、各社会教育関係団体や各種ボランティア団体の活動支援とネットワークの構築に努めてまいります。

特に、地域コミュニティの充実に関しましては、地域の防災拠点となる自治公民館施設の整備促進と自治公民館活動の活性化を図り、青年団などの地域活動組織の支援体制の強化に努めてまいります。

あわせて、地域人材の幅広い参画を得て、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う「コミュニティ・スクール事業(学校運営協議会)」の推進と「地域学校協働活動事業」を拡充し、地域と学校の連携強化を促進いたします。

また、地域の貴重な伝統文化につきましては、地域コミュニティや文化の振興を図る上で貴重な資源であることから、その保存、継承、活用を図ってまいります。その手立てとして、新たな認定団体の発掘と後継者や指導者の育成を積極的に支援するとともに「郷土芸能保存事業」を拡充し、地域の貴重な伝統文化・芸能の映像記録と保存を行ってまいります。

学校教育の充実につきましては、本町の教育目標である「ふるさとを愛する心と豊かな国際感覚を育み、確かな学力を身に付け、自分に自信と誇りが持てる、心豊かな人材を育成する」の実現へ向け、本町の教育資源を生かした「美郷ならではの幼小中一貫教育(11年間の切れ目のない連続した学び)」を推進します。特に、子どもの資質・能力を身に付けるため、幼児期からの遊びを通した総合的な学びと、幼児期の教育・保育と義務教育学校前期課程とが円滑に接続されるよう体制の整備に努めてまいります。

また、児童生徒が安心して過ごせる環境整備としましては、スクールカウンセラーによる、いじめや不登校等の諸課題の未然防止とその解決を図るとともに、学校だけでは解決困難な事案への迅速な対応を行うなど、一人ひとりの悩みに寄り添える相談体制を強化してまいります。

18. 国内外交流の推進

沖縄県豊見城市との姉妹都市交流事業につきましては、子ども会育成連絡協議会などを介しての人事交流と産業・経済・行政の多様な交流により、友好の絆は確実に固く結ばれているところです。今後も平和の礎として継続し、さらには史実の保存と継承に努め、事業のさらなる充実を図ってまいります。

国際交流事業につきましては、昨年姉妹校締結30周年を迎えた林川(イムチョン)中学校との交流におきまして、これまでの絆を生かし、より積極的に交流に努めグローバルな人材の育成を図ってまいります。また、扶餘邑(プヨユウ)との姉妹都市交流におきましては、町民レベルでの交流や、韓国からの国際交流員による韓国語講座、幼児・児童・生徒への国際理解教育、異文化紹介などの事業をさらに充実・発展させてまいります。

19. 住民参加の促進

① 広報広聴の充実

地域の特性を活かした住み良い地域社会の形成には、町民の声を施策に反映させることが重要です。町民の町政に対する意見や提案を広く収集し、町民の声を町政に活かせるよう努めてまいります。また、あらゆる媒体を活用し、町民が様々な情

報を得られるよう努めてまいります。

② 町民との協働の推進

令和２年度から各地区ごとに住民が主体となって取り組みを定め実践する「美郷町地区別定住戦略事業」（通称：ちくせん）を実施しています。各地区が主体となって計画された事業ですので、その計画に沿った取り組みをきめ細かに支援してまいります。

また、昨年度は住民の皆さんの声を施策に反映するため、住民ヒアリングや住民参加型ワークショップを開き、その場での意見を令和７年度から５ヶ年を計画期間とする第３期美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略に反映し策定を進めてきました。

これからも住み続けたい魅力あるまちづくりを進めていくために、本戦略で定めたビジョンと５つの方向性に基づき、町民・地域団体・事業者と行政が、それぞれの立場で積極的に参画しながら、具体的な事業に取り組んでまいります。

③ 男女共同参画社会づくりの推進

男女がお互いに人権を尊重し合い、自らの意思と責任により社会のあらゆる分野に対等に参画し、誰もがいきいきと生きられる男女共同参画社会の実現に向けて取り組むとともに、あらゆる分野における女性活躍の支援を更に発展させるため、第２期美郷町男女共同参画計画に基づく活動を推進してまいります。

２０．行政運営の充実・強化

効果的かつ効率的な行政運営を実施するため、第６次美郷町行政改革大綱に基づき、引き続き行政改革に取り組んでまいります。

２１．財政運営の充実・強化、地籍調査事業

① 財政運営の充実・強化

健全な財政運営と財政基盤の強化につきましては、自主財源の確保と節減合理化を進めてまいります。そのため、町税の適正で公平な課税と徴収に努め、地方交付税など国の動向に左右されるものは、その動きを常に注視し、適正に本町の財源へ反映するとともに、事務事業を単に前例踏襲するのではなく、より効果的・効率的なものとなるよう検証・見直しを行ってまいります。

② ふるさと応援寄附金

ふるさと応援寄附金につきましては、今後も着実に返礼品を充実させるとともに、地域資源の魅力発信やPR活動の強化を図り、貴重な財源の一つとして、更なる寄附額向上に向け取り組んでまいります。

③ 地籍調査事業

地籍調査事業につきましては、西郷地域の田代（峰・千本）地区6.45㎢について、法務局送致業務を行います。この成果による登記完了をもって地籍調査事業の完了となりますので、速やかに業務を進めてまいります。

（むすび）

むすびに、本町の令和7年度予算の編成に当たっては、引き続き過年度の台風災害からの復旧・復興を最優先事項としつつ、効果的かつ効率的に諸施策を推進するべく、美郷町独自の振興策を実現する実行予算を編成しました。一方、積極的な行政運営を行うために、あらゆる事業において積極的な財源確保に最大限努力するものとします。

結果、一般会計予算で総額が103億2千296万7千円となり、令和6年度との比較では、4億4千770万8千円、4.2%の減額となりました。

特別会計については、4つの特別会計の予算額が併せて23億1千28万5千円となり、公営企業会計については、病院事業会計が8億1千659万1千円、簡易水道事業会計が2億9千694万6千円、農業集落排水事業会計が1億7千432万6千円となり、一般会計と併せた令和7年度的美郷町予算総額は、139億2千111万5千円となりました。

以上、令和7年度の施政方針と予算規模について述べましたが、『豊かで活力ある安全・安心な郷づくり』の実現を目指して、全力を尽くしてまいります。

町民の皆さまと議員各位のなお一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

令和7年3月5日

美郷町長 田 中 秀 俊